

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書  
 大津市長意見(全体的事項)に対する事業者の見解

資料4-1

番号	大津市長意見(全体的事項)	意見に対する事業者見解
1	事業計画(閉鎖後を含む)及び工事計画の具体化に伴い、環境影響を的確に把握できるよう調査、予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を検討すること。	最終処分場の事業特性を踏まえて、環境影響を適切に把握できるよう調査、予測及び評価を行います。また、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。
2	施設配置、排水経路等を含む事業計画の具体化に際しては、地形、断層及び気象条件等が及ぼす環境影響についての的確に把握できるよう努めるとともに、環境影響の低減を図るための手法、対策等を検討すること。また、事業計画の見直しを図る場合は、必要に応じて追加の調査、予測及び評価を行い、必要な対策及び環境保全措置を検討すること。	地形、断層及び気象条件等が及ぼす環境影響については、文献等を可能な範囲で調査を行うとともに、必要に応じて専門家の助言・指導のもと、環境影響の低減を図るための手法、対策等を検討いたします。準備書作成までに事業計画の見直し等に伴う新たな事情が生じた場合には、環境影響評価の必要な項目を追加し、調査、予測、評価及び環境保全措置を検討いたします。
3	準備書の作成に当たっては、調査、予測及び評価の手法を明確に示し、結果をわかりやすく提示するとともに、専門的用語には注釈を加えるなど、住民の理解が容易となるように努めること。また、供用後の稼働状況について、特に河川放流される排水の水質について定期的に住民に説明するなど、住民の不安解消に努めること。	準備書については、調査、予測及び評価の手法を示し、調査結果を分かりやすく記載いたします。また、専門用語には注釈を付け、地域住民が理解できるよう努めます。供用後の河川放流する処理水の分析結果については、自社ホームページで公開するとともに、定期的に自治会へ報告させていただき、住民の不安解消に努めます。なお、環境への影響を低減するため、処理水の公共下水道への投入及び汚染土壌処理施設(既存施設)での有効利用についても引き続き検討いたします。

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書  
 大津市長意見(個別的事項)に対する事業者の見解

資料4-2

番号	項目	大津市長意見(個別的事項)	意見に対する事業者見解
1	大気	自動車の走行に係る大気質の予測及び評価においては、時間ごとの車両台数との関係にも留意すること。	自動車の走行に伴う大気質の予測及び評価においては、走行車両が短時間に集中しないよう、走行車両の分散化を今後の事業計画にて検討していきます。
2	水質	本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出並びに処理水放流による河川や農業用水への水質影響を可能な限り把握するための調査、予測及び評価を行うこと。また、現況調査においては、調査項目に濁度を加えるなど、降雨状況による濁質の変化からも事業影響について把握できるよう努めること。その結果を踏まえ、水質への影響を回避又は極力低減するための適切な施設配置及び環境保全措置について検討を行うこと。	工事中及び供用後の放流先河川に与える影響を把握するため、方法書に基づき調査、予測及び評価を行います。また、降雨時の現況調査においては、調査項目に濁度を加え、調査時の降雨量も把握し、降雨状況による濁度のバックグラウンドを把握します。放流先河川の水質への影響を極力低減するため、既存の調整池を利用して土砂及び濁水の流出を抑制することや、処理水の公共下水道への投入及び汚染土壌処理施設(既存施設)での有効利用等の環境保全措置についても引き続き検討を行います。
3	騒音、振動	現況調査にて環境基準に近い又は超過することが確認された地点においては、走行車両の増加等を踏まえた環境影響を評価するなど、周辺環境への影響が把握できるよう努めること。	環境現況の調査にて環境基準に近い又は超過することが確認された地点においては、本事業による増加車両分と廃止する既存施設による減少車両分及び走行ルートを加味して予測・評価を行います。
4	地盤	断層が事業全体に及ぼす環境影響について、過去の事例、文献等を可能な限り調査を行うとともに、必要に応じて専門家の指導を受けながら追加調査を行うなど、適切な予測、評価及び対策立案が実施できるよう努めること。	断層が事業全体に及ぼす環境影響については、文献調査、ボーリング調査等を可能な範囲で実施し、必要に応じて専門家の助言・指導のもと、適切に調査、予測、評価及び対策立案が実施できるよう努めます。
5	動物、植物生態系	動物種や個体の特性を踏まえた現況調査を実施し、希少種保全の観点から適切な分析、評価を行うこと。	動植物の調査においては、適切な調査時期及び調査方法で実施し、特に希少種については可能な範囲で個体の特性を踏まえた現地調査を実施し、解析・評価を行います。
6		事業場内の緑化においては、周辺の現況植生に配慮した植物の選定に努めるとともに、可能な限り景観にも配慮した法面の維持管理に努めること。	緑化に用いる吹付種子については、一般的に使用されている外来の牧草を避け、在来種を採用いたします。植樹については、現況調査結果を踏まえて郷土樹種を主体に選定し、景観に配慮した事業計画としていく所存です。

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書  
 大津市長意見(個別的事項)に対する事業者の見解

資料4-2

番号	項目	大津市長意見(個別的事項)	意見に対する事業者見解
7	廃棄物 温室効果ガス	工事中に発生する廃棄物等については、可能な限り発生抑制に努め、適正な再資源化を図ること。	工事中に発生する残土は、切盛バランスを考慮してできるだけ場外搬出がないよう設計いたします。また、本事業エリアにある既存施設の撤去に伴う廃棄物は、弊社の中間処理施設で再資源化を図り、可能な限り廃棄物の抑制に努めます。
8		温室効果ガス削減等に関する社会情勢を視野に入れ、必要に応じた対策等を検討し、準備書に記載すること。	温室効果ガスの削減については、低燃費車両及び省エネルギー設備の導入等の検討を行い、検討内容を準備書に反映いたします。
9	文化財 伝承文化	指定文化財については、京都府、京都市、滋賀県及び大津市に確認し、適切に把握するとともに、文化財及び伝承文化に関する聞き取り調査においては、周辺地域の状況を適切に把握できるよう努めること。	指定文化財については、行政関係部署に確認し、適切に把握できるよう努めます。文化財及び伝承文化に関する聞き取り調査においては、地元関係者等にヒアリングを行い、周辺地域の状況を把握できるよう努めます。